

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちなちをめぐして



第6回合併協議会開催 2

檜山北部三町を訪ねて
第4回 大成町 8

第5号
2004.8

第六回合併協議会
新町へ向けて
議論白熱!

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局
〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)
TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第6回合併協議会開催

第6回檜山北部3町合併協議会が、平成16年7月23日(金)に大成町町民センターで開かれ、6項目の協議事項について白熱した協議が行なわれました。

また、合併協議会委員全員による町の行政視察開催の件が新町建設計画策定小委員会から提案され、各町の公共施設関係、まちづくりについて視察をすることが承認されました。



報告事項

◎合併協議会委員の変更

大成町協議会議員の任期満了に伴う改選により、佐々木陸郎委員に代わり奥村喜美男氏が新しく選任され、会長から協議会委員の委嘱状が交付されました。

◎新町建設計画策定小委員会経過報告

任意協議会時に行ったアンケート調査において、三町が合併した場合の重点的に取り組む施策の項目の回答で、第一位(六七・五%)に挙げられた保健医療対策の充実について、最重要課題として方策を検討するとの説明がありました。

また、新町まちづくりプラン策定におけるスケジュールについて、協議を行いました。

■主な意見・質問

質問—小委員会で決められたことを、協議会に報告だけで、即、それを道に出すということではなく、合併という大きな問題については協議会の中でもっと議論して決めるべきではないですか。

回答—新町建設計画を策定するに当たっては道知事との事前協議が必要となります。その協議時間が約三カ月要するため、事業内容の素案がまとまった段階で知事との協議を進め、その素案の調整が図られた後、小委員会としての計画案を協議会に報告し、基本的には協議会で新町まちづくりプラン案について協議を行って決定していくということです。

議案事項

◎議会議員定数・任期検討小委員会

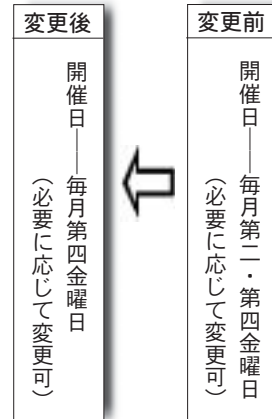
運営要綱

小委員会の運営要綱(案)が提出され、原案どおり承認されました。この要綱は、檜山北部三町合併協議会規約第十一条第二項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会の運営に関し必要な事項を定めるものです。

◎合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更

今後の協議項目である各種事務事業の取扱いや新町建設計画策定などの調整内容について、小委員会等に

おいての調整及び検討時間が十分必要とされることから、合併協議会の運営整備を図るため、毎月二回開催の協議会を毎月一回に改めることの説明がありました。



協議事項

◎町・字の区域、名称の取扱い

(承認)

任意協議会では協議を行っていないため、協議会で調整をしていくことになりました。

■主な意見・質問

質問—合併特例区の設置期間が五年ということですが、五年たったところの区は使えなくなるのですか。

回答—合併特例区は五年間ですが、地方自治法に基づく地域自治区があります。それを引き続き設置すれば、そのまま名称は使えます。

協定項目
14

町・字の区域、名称の取扱い

調整内容

1. 合併特例区の名称は、旧町の名称を用い、次のとおりとする。
大成町は大成区、瀬棚町は瀬棚区、北檜山町は北檜山区とする。
2. 大成町、瀬棚町及び北檜山町の区域内の字の区域については、現行のとおりとする。
3. 字の名称については、現行の名称から「字」を削除した名称に変更する。
4. 字の名称については、原則現行のとおりとし、3町において改称する場合は合併申請時まで調整する。

市町村合併の際に、町・字の区域の設定、もしくは廃止、または名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要です。

実際の手続は、合併の日町長職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日付で知事に届け出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に道と十分連携をとった上で、合併の日付で行ってもらい新町の初議会で専決処分の承認を求めることになります。

町・字の区域、名称については、地域の歴史や文化など住民にとって愛着が深いものがあり、合併時の混乱を招くなどの懸念から従来どおり存続させるケースが多く見受けられます。ただし、同一名称となる町・字名は、合併前に名称を変更しなければなりません。

合併特例区設置による住居表示について

1 合併特例区の名称に区を付与した場合

○○町 (新町名)	□□区 (旧町名も可)	字△△ 〔現行名称をそのまま使用〕 〔字を取ることも可〕	例 1	○○町	大成区	字都 427 番地
			例 2	○○町	大成区	都 427 番地

2 合併特例区の名称を任意に付与した場合

○○町 (新町名)	◇◇ (どのような名称も可)	字△△ 〔現行名称をそのまま使用〕 〔字を取ることも可〕	例 3	○○町	◇◇	字都 427 番地
			例 4	○○町	◇◇	都 427 番地

協定項目
18

使用料、手数料の取扱い

調整内容

使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し「負担公平の原則」により、合併時に統一する。
2. 占用料については、合併時に統一する。ただし、合併日前日までの間に許可されたものについては、当該期間満了日まで占用料は旧町の例による。
3. 町営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとし、合併後に調整する。
4. 各種施設の使用料及び入浴料金については、原則として現行のとおりとし、合併後に調整する。

◎使用料、手数料の取扱い

(承認)

手数料に関する事項は、地方自治法第二二八条の規定により、条例で定めなければなりません。住民基本台帳、印鑑などの手数料は住民サービスにかかわる事項であり、住民サービスに支障がないよう合併時まで調整が必要となる等の説明がありました。

■主な意見・質問

意見—この種のもは、住民サービスにかかわることなので、調整内容に「住民の負担に配慮し」と書かれているように、使用料や手数料は基本的に料金の低い方に合わせたいと思います。

質問—町営住宅の家賃については、調整内容に合併後調整するところがありますが、これはなかなか大変なことだと思えます。やはり、合併に向かって調整するのだということではないかと思えます。

回答—町営住宅の家賃は、住宅の質、建築年数、立地条件等

いるいろいろな要素があり、調整に時間がかかります。住宅家賃の算定の基礎である国の基準があり、何年かに一度改正になります。そのときに見直しを図るといって意味で、合併後の調整という形で表現しています。

各施設の使用料、入浴料については、原則として現行のとおりとし、合併後再評価をしながら見直しを図ることです。

◎補助金、交付金の取扱い

(承認)

補助金等交付の基準となる条例規制、要綱等につき各町相違があり、従来からの経緯、実情を勘案するとともに、公共的必要性、有効性、公共性、さらには財政状況にも配慮しながら基本的な方針について調整していくとの説明がありました。

※補助金—補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的を持って、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には、法律法令上当然に国または地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されるが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的を持って交付される狭義の意味での補助金を指すものと解される。補助金の一般的な性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであること等が挙げられる。

※交付金—交付金とは、法令または条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として受託団体等に交付するものをいう。

協定項目
19

補助金、交付金等の取扱い

調整内容

補助金、交付金等の取扱いについては、公共的必要性、事業目的、事業効果、従来からの経緯、実情等を勘案し次のとおり調整するものとする。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 各町独自の補助金等については、制度の経緯、活動内容等を踏まえ、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、関係団体等の理解を得ながら活動内容、実績等を精査し調整する。

市町村は、公益上必要がある場合、各種団体に対し補助金等を交付することにより財政的支援を行なうことができますが、合併に当たっては、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに合併市町村の財政状況等に配慮しながら、その再検討を行い、合併市町村にとっての公益上の必要性を明確にした上で、そのあり方を検討しておかなければなりません。合併協議会の場で、個々具体の補助金等について検討していくことは、困難であるとしても、その一般的な取扱いの方針については確認しておくべきでしょう。

一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金または補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったものまたは目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一または同種の団体または事業に対し補助している場合には補助金または補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考えて調整するといったことが考えられます。



熱心に耳を傾ける傍聴者の方々

■主な意見・質問

質問—いつごろから適用されるとい
うような見通し、方向性をお知らせ

ください。

回答—これは合併の時期にも非常に
かわりのある問題です。合併の時
期は平成十七年九月の予定ですが、

合併年度は旧町の補助をそのままそ
れぞれの団体に適用することになり
ます。新年度予算(十八年度予算)編
成作業が始まるのが九月から十一月

で、それまでに各団体と調整してい
かないと、新年度予算が組みづらく
なりますので、その時期になると思
います。

協定項目
20

国民健康保険制度の取扱い

調整内容

国民健康保険事業の取扱いについては次のとおりとする。

- ①国民健康保険税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度課税分から統一のうえ課税する。
- ②国民健康保険税の課税限度額については、3町に差異がないため現行のとおり、53万円とする。
- ③国民健康保険税の介護納付金の課税限度額については、現行のとおり、8万円とする。
- ④国民健康保険税の賦課期日については、4月1日とする。
- ⑤国民健康保険税の納期については7期とし、6月課税で12月までの納期とする。
- ⑥国民健康保険税の応能・応益割合については、一般被保険者分を概ね50：50とし、軽減割合7割、5割、2割を適用させる。
- ⑦介護保険分については、介護納付金を確保するため、賦課割合は調整するものとする。
- ⑧国民健康保険事業財政調整基金については、新町に引き継ぎ統合するものとする。
- ⑨出産育児一時金については、3町に差異がないため現行のとおり、30万円とする。
- ⑩葬祭費については、北檜山町、瀬棚町の例により、3万円とする。
- ⑪各種検診助成事業については、合併後に調整する。
- ⑫高額療養費貸付事業については、現行のとおりとする。

税率の算定は、過去の医療費の実績をもとに医療費を推計し、医療費総額から国の補助金を引いた残りの額を保険税総額とするため、各町ともに税率が異なる結果となっています。3町が合併すると、3町全体の医療費総額を推計し、新たにその医療費に見合う税率を定めるか、または格差が大きく平準化が困難な場合は、合併特例法第10条の規定により、5年以内で不均一課税をすることも可能です。税率の算定は、制度改正や高齢者の増加に伴う医療費の増大などを見越した上で適正な負担となるように調整することが必要となります。

	医 療 分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
大成町	13.31	75.00	26,400	43,300
瀬棚町	9.20	70.00	25,000	40,000
北檜山町	6.70	55.00	27,000	38,000
	介 護 分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
大成町	0.80	6.00	5,000	3,500
瀬棚町	0.70	6.00	5,700	3,800
北檜山町	0.70	7.40	6,800	4,400

三町の現行税率



◎国民健康保険制度の取扱い（承認）
任意協議会では協議を行なっていないため、保険福祉専門部会並びに幹事会で検討された調整案を協議することになりました。この取扱いについては調整内容のとおり承認されました。

(平成16年4月1日現在)

協定項目
21-9

病院及び診療所事業 の取扱い

調整内容

病院及び診療所については、現行どおり新町に引き継ぐ。
なお、病院については、利用実態や地域人口を勘案し、財政規模に見合った運営方法等について必要な時期に見直しを図るものとする。
病院及び診療所の使用料・手数料については、合併時に統一する。

◎病院及び診療所事業の取扱い（承認）
任意協議会の場においても、三町が合併した場合における地域医療体制のあり方をどうするかといったことなど、大変重要な行政課題であることから、特に協議項目として取り上げて、調整内容について協議を行った旨の説明がありました。



■主な意見・質問

質問—調整内容については、ほぼ賛成いたします。六月二十八日、新町の建設計画策定小委員会が開催されました、この協議事項は最重要課題としたいという報告がありました。小委員会でも、とりわけ三町で中核的な病院が必要であるということが話し合われましたが、今後、その中核的病院の位置づけはどのように進められていくのかお聞きいたします。

3町の病院・診療所の施設状況

	診療施設の名称	診療科目	開設年月日	病床数			職員数	
				一般	療養	計	正職	臨職
大成町	国民健康保険病院	内 外 放	S 40.4.16	32		32	正職 15	21
							計	36
瀬棚町	国民健康保険 医科診療所	内 整外 小 心 リ 眼	H 11.4.30	16		16	正職 6	20
								計
	国民健康保険 歯科診療所	歯	S 46.7.1				正職 3	2
							計	5
北檜山町	国民健康保険病院	内 外 婦 泌 小 リ 歯	S 32.6.1	60	39	99	正職 18	43
							計	61

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

回答—これからの医療対策として、地域医療対策をどうするかということが最重要課題だと考えています。幹事会としてもいろいろ検討していますが、はっきりとした方向が出せないのが現状です。できれば、専門的な道の方のご意見や民間のコンサルタント会社等にもお願いして、分析をし、いろいろなデータに基づいた検討が必要であり、その上で方向性を出した方がいいのではないかと考えられます。これには予算の関係もありますので、本協議会で検討をお願いいたします。

檜山北部3町を訪ねて 大成町



大成町には、町中みんなでエネルギーに盛り上がるイベントが盛りたくさん。大漁と海の安全を祈って開催される「山岳霊場太田山神社例大祭」。例年たくさんの参拝者が訪れます。大漁旗をなびかせた漁船群が海上を渡御するさまは、まさに壮観そのもの。この祭りから、大成町の夏本番が始まります。また、華やかに開催される祭りは、人々の心をつにします。

「わっためがしてフェスティバル」では、ちびっこ北海久遠太鼓やヒラメのつかみ取り、アワビまきなど、観光で訪れた方も楽しめるイベントが盛りたくさんです。



協議会は公開しています

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

第8回合併協議会(予定)

日時：平成16年9月24日(金)午後1時30分～

場所：瀬棚町 町民センター

第9回合併協議会(予定)

日時：平成16年10月22日(金)午後1時30分～

場所：大成町 町民センター

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

お知らせ

ホームページアドレスが変わります。

8月下旬から新アドレスへ移行する予定です。

9月末日までは現在のアドレスも使用可能です。

※新アドレスはホームページ等でお知らせいたします。お気に入り(ブックマーク)に登録されている方は、変更お願いいたします。

お問い合わせ

ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

檜山北部3町合併協議会事務局

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp